



なお、都道府県の推薦に当たっては、下記の研修ポイントを考慮してください。

- ① 本研修は、昨年、1 昨年も実施していますが、今回、厚労省マニュアルを踏まえてプログラムの見直しを行い、障害者虐待防止法及び厚労省マニュアルを理解するための基本的研修と位置づけています。また、共通講義、各コース別講義において、基本的な知識と事例から実態や課題について学ぶとともに、各コース別演習や事例検討から虐待が発生した要因の分析と防止のための課題の修得が可能となるよう組み立て、都道府県研修の標準的プログラムを提示しています。

このため、これまで本研修を受講した方であっても、今後の都道府県研修の中心的役割を担う方の再受講も検討下さい。

- ② 各コース別研修の受講者について
  - ・都道府県担当者については（ウ）相談窓口研修を受講して下さい。
  - ・障害福祉サービス事業所等従事者研修については、都道府県の実施する研修においては、従事者一般ではなくサービス管理責任者等を対象として実施し、各事業所において現場の職員に伝達研修を行っていただくことが効果的であると考えられることから、指導的なサービス管理責任者等の受講を検討下さい。

## 5. 受講者数

各都道府県担当者1名及び各コース別の研修責任者1名ずつ（計4名）を基本とし、総定員は200名とします。基本人数以上受講希望の場合は、別途理由書を作成し申し込んでください。事務局において検討します。

## 6. 受講費：無料

## 7. 申込

別紙「受講申込書」に必要事項をご記入の上、5月31日（木）までに下記アドレスにメールにてご返信ください。（※申込者（都道府県研修担当者）と研修受講者は別のシートになっていますのでご注意ください。）

## 8. 受講決定通知

受講決定は、6月中旬ごろを目安に、研修受講者宛に郵便にて通知いたします。

## 9. 修了証、修了要件

- ・研修終了後、修了証を交付いたします。
- ・修了要件として、全科目への出席が必要となります。

## 10. その他

- ・宿泊、昼食については各自ご手配ください。
- ・研修の受講にあたっては、障害者虐待防止法、厚労省マニュアルを事前にお読みください。なお、厚労省マニュアルは必ずご持参下さい。（厚労省マニュアルは、本会ホームページ（「委員会活動」→「権利擁護事業委員会」）から入手することができます。）
- ・また、科目によっては、事前課題の提出を求める場合があります。提出が必要な場合は、個別に詳細をご連絡いたします。

### 【問合せ先・申込先】

社団法人日本社会福祉士会 事務局企画1課（担当：阿南・小幡）

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F

TEL：03-3355-6541

FAX：03-3355-6543

E-mail：[anami@jacsw.or.jp](mailto:anami@jacsw.or.jp)

（受付時間：月～金曜日 9：30～17：30）